

高知県立大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

令和3年4月1日制定

趣旨

この基本方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の趣旨を踏まえ、高知県立大学法人高知県立大学(以下「本学」という。)が設立団体、国及び独立行政法人等から配分を受ける公的研究費について、不正使用を防止し、適正な運営・管理を行うために必要な事項を定めるものである。また、本基本指針にて定める事項への対応として、高知県立大学法人高知県立大学における公的研究費の使用に関する行動規範、高知県立大学における公的研究費の不正防止に関する規程、不正防止計画等を整備し、これらに基づいて公的研究費の不正使用の防止に努める。

(責任体系の明確化)

第1 公的研究費の不正使用防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に公表する。

(ルール of 明確化・統一化)

第2 公的研究費の使用及び事務手続きに関するルールを明確に定め、必要に応じて見直しを行いながら明確かつ統一的な運用を図るとともに、公的研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員に周知を図る。

(職務権限の明確化)

第3 公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任について明確に定め、職務権限に応じた明確な決裁手続きを定める。

(関係者の意識向上)

第4 公的研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員に対して、本学の不正対策に関する方針やルール等に関する教育・研修を実施し、受講者の受講状況及び理解度を把握するとともに、関係する規則等を遵守する旨の誓約書の提出を求める。また、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。

(告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用)

第5 公的研究費の不正使用に関する告発窓口を置き、告発のあった情報について、迅速かつ確実な報告体制を構築する。

2 不正に係る調査の体制・手続き等を明確に示した規程等を整備し、公正かつ透明性

の高い仕組みを構築する。

3 調査の結果、懲戒事由に該当する行為があったと思われた時は「高知県公立大学法人職員の懲戒等に関する規程」に基づき、処理する。

(不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施)

第6 公的研究費の不正使用を未然に防止するため、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施する。

(研究費の適正な運営・管理活動)

第7 公的研究費の適正な運営・管理活動を図るため、不正防止計画を踏まえた適切な予算執行を行う。また、業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、実効性のある体制を構築し管理する。

(情報発信・共有化の推進)

第8 本学における公的研究費の不正防止に向けた取り組みについて、方針及び手続き等を情報発信するとともに、学内において情報共有する。

(モニタリングの在り方)

第9 公的研究費の適正な管理のため、本学全体の視点から、実効性のあるモニタリング及び内部監査制度を整備し、実施する。

(その他)

第10 上記に定めるほか、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」において実施が必要とされた事項について、所要の取組を実施する。